

大 大 保 8072 号
令和 8 年 5 月 21 日

株式会社薫製倶楽部
代表取締役 森 雅昭 様

大 阪 市 保 健 所

令和 8 年 5 月 5 日付け「質問書」に対する回答について

平素は本市食品衛生行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴職から送付された令和 8 年 5 月 5 日付け「質問書」について、次のとおり回答いたします。

記

令和 8 年 4 月 20 日付け大大保第 8033 号「不存在による非公開決定通知書」において、公開請求に係る公文書を保有していない理由として示した「「プベルル酸」という用語を使用するという本市としての意思決定は行っていない」という記載に関しては、個々の用語の使用については必ずしも組織として意思決定し文書化される類型には該当せず、「プベルル酸」という用語の使用についても組織としての意思決定は行っていないという趣旨で記載しました。

「質問書」の「第 3 確認事項」における「両者の整合性」という記載が、「プベルル酸」という用語を使用するという本市としての意思決定を行っていないことと、小林製薬株式会社の紅麴配合食品にかかる食中毒の対応において、プベルル酸の存在を前提としていたこととの整合性を示しているのであれば、上述の理由により、特段の齟齬はないものと考えています。